



令和元年度

奈良県外私立高等学校在生徒  
授業料軽減補助制度について（お知らせ）

平成26年4月以降入学者用

申請書は、令和 年 月 日までに学校へ提出してください。  
申請期日は必ず守ってください。  
わかりにくいことがあれば、学校へお問合わせください。

奈良県

奈良県では、奈良県外（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県）の私立高等学校に在学する生徒の学費の負担を軽減するため、補助金を交付しています。

下記の要件に該当される方は、学校を通じて申請してください。

## 1. 支給要件（対象となる世帯）

**令和元年9月30日現在**、次の要件**すべて**を満たすことが必要です。

- (1) 保護者等（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が**奈良県内に住所を有していること**※1

※1 ① (1)以外の者で現実に生徒を養育し学費を負担している者も対象です。

ただし、生徒の下宿先、勤務先である等の事情で、生徒を養育することなく一時的に保護者となっている者などは該当しません。

② 自分で学費を負担している者（生徒本人）も対象です。

- (2) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の**私立高等学校等**※2に在籍していること（全日制および定時制の学校が対象）

※2 私立高等学校等とは、私立高等学校（通信制を除く）、私立中等教育学校（後期課程のみ）のことをいいます。

- (3) **保護者等全員の令和元年度道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が下表の所得区分欄の額の者**であること

## 2. 補助金額

補助金の年額は、原則として次の表のとおりです。

保護者等の所得区分※3	補助金額（年額）
令和元年度の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税又は85,500円未満である場合	27,000円
令和元年度の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が85,500円以上231,500円未満である場合	20,000円

※3 保護者等が2名いる場合は、その全員の道府県民税・市町村民税所得割額を合算した額となります。

## 3. 転学・退学の取扱い

令和元年9月30日に当該高校に在学している生徒を補助対象にしています。令和元年

9月29日までに他校に転学・退学された生徒、10月1日以降に転入・編入された生徒は補助対象になりません。

#### 4. 提出する書類

次の書類を学校の指定する期日までに学校へ提出してください。

**期日までに提出のない場合は原則として補助金の交付を受けることができなくなります**  
のでご注意ください。

(1) 授業料軽減申請書（第1号様式）

(2) 課税証明書等（道府県民税・市町村民税所得割額が記載されているもの）

① 課税証明書等は、次のいずれかを提出してください。

ア. 市町村長が発行する令和元年度の課税証明書（写）

イ. 令和元年度の住民税に係る税額決定・納税通知書（写）

ウ. 令和元年度給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書（写）※4

※4 会社員など給料から控除されている者

② 保護者等が2名の場合はそれぞれ課税証明書等の提出が必要となります。

なお、保護者等の一方が、年収100万円以下の控除対象配偶者の場合は、配偶者控除を受けていることについて課税証明書において確認できれば、非課税証明書の提出は求めません。

③ 軽減を受けようとする保護者等が、令和元年9月30日現在の高等学校等就学支援金の認定結果を利用することに同意する場合は、課税証明書等の提出を省略することができます。ただし、高等学校等就学支援金の加算区分が1.5倍の世帯については、課税証明書等の提出を省略することができませんのでご注意ください。

#### 5. 授業料軽減の確認書

授業料の軽減を受けたときは、学校へ確認書を提出してください。

#### 6. その他

(1) 単身赴任等により保護者等が奈良県外に居住されている場合でも対象になることがあります。また、保護者等のうち1名が海外赴任をしている場合も世帯の道府県民税・市町村民税所得割の合算額の相当額が支給要件に該当すると認められれば補助の対象となります。なお、保護者等が海外赴任中で課税証明書等の取得が困難な場合は、源泉徴収票（平成30年分）又は会社発行の給与支払証明書（平成30年1月分給与から12月分給与）の写しを学校に提出してください。

(2) 保護者等が本補助金の交付を受けようとする年度中に、他の地方公共団体が実施する同種の補助金の交付を受けている場合は、本補助金は支給されませんのでご注意ください。